

議案第77号

米原市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について

米原市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和6年4月1日から滋賀県の福祉医療費助成制度が拡充されることに伴い、本市の同制度に精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者を新たに助成対象者に加えること、および関係する条例の規定の整理を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

(米原市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児、児童・生徒等、重度心身障がい者（児）」を「子ども、重度障がい者（児）」に改める。

第2条第1号および第2号を削り、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

イ 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

ウ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

第2条第3号中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改め、同号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの

エ 次の（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するもの

（ア）身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が規則別表の3級に該当するもの

（イ）児童相談所または更生相談所において、知的障がいの程度が中度と判定されたもの

（ウ）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するもの

第2条中第3号を第2号とし、第4号から第8号の2までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第9号中「乳幼児、児童・生徒等」を「子ども」に、「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改め、同号を第8号とし、同条第10号中「乳幼児、児童・生徒

等または重度心身障がい者（児）」を「子どもまたは重度障がい者（児）」に改め、同号を第9号とし、同条第11号を第10号とする。

第2条の2中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に、「または中度と判定されていないもの」を「もしくは中度と判定されていないもの、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級もしくは2級に該当していないもの」に、「第9号」を「第8号」に改める。

第3条第2項第1号中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に、「児童、ひとり暮らし寡婦」を「児童ならびにひとり暮らし寡婦」に改め、同条第4項中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改める。

第4条第1項中「乳幼児および児童・生徒等」を「子ども」に改め、同条第2項中「有効期限とする受給券」の次に「または15歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券」を加え、「乳幼児」を「子ども」に、「児童・生徒等の保護者として児童・生徒等」を「第2条第1号イまたはウに規定する子ども」に改める。

第7条第1項中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改める。

第8条第2項中「乳幼児および児童・生徒等」を「子ども」に改め、同条第3項中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改める。

別表中「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改める。

（米原市精神障がい者（児）医療費助成条例の一部改正）

第2条 米原市精神障がい者（児）医療費助成条例（平成17年米原市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）第2条第2号ウまたはエ（ウ）に該当する福祉医療費の助成対象者で、同条例第3条第2項第1号の規定による助成を受けた後の自己負担金の額が、前項に規定する助成を受けた後の自己負担しなければならぬ額を超える場合は、その差額を助成する。

（米原市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第3条 米原市個人番号の利用に関する条例（平成27年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2中「乳幼児および児童・生徒等」を「子ども」に、「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に、「重度の心身障がいの状態にある老人等」を「重度の障がいの状態にある老人等」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の米原市福祉医療費助成条例第4条第1項の規定により交付された福祉医療費受給券は、第1条の規定による改正後の米原市福祉医療費助成条例（次項において「改正後の福祉医療費条例」という。）に基づく福祉医療費受給券が交付されるまでの間は、改正後の米原市福祉医療費助成条例第4条第1項の規定により交付された福祉医療費受給券とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の福祉医療費条例に基づく福祉医療費受給券の交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

米原市福祉医療費助成条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども、重度障がい者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>子ども</u> 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア <u>出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</u></p> <p>イ <u>6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</u></p> <p>ウ <u>15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</u></p> <p>（2）<u>重度障がい者（児）</u> 次のいずれかに該当する者をい</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児、児童・生徒等、重度心身障がい者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>乳幼児</u> <u>出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</u></p> <p>（2）<u>児童・生徒等</u> <u>6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</u></p> <p>（3）<u>重度心身障がい者（児）</u> 次のいずれかに該当する者を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の福祉医療費助成制度の拡充に伴い、助成対象者の区分の名称を改めることに伴う改正</li> <li>・ 助成対象者の区分のうち、「乳幼児」および「児童・生徒等」を合わせて、「子ども」とすることに伴う改正</li> <li>・ 号の繰上げ</li> </ul>

う。

ア・イ 略

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの

エ 次の（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するもの

（ア） 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が規則別表の3級に該当するもの

（イ） 児童相談所または更正相談所において、知的障がいの程度が中度と判定されたもの

（ウ） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するもの

オ 略

（3） 略

（4） 略

（5） 略

（6） 略

いう。

ア・イ 略

ウ 略

（4） 略

（5） 略

（6） 略

（7） 略

・助成対象者に精神障がい者を加えることから、「重度心身障がい者（児）」を「重度障がい者（児）」に改める改正

・助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加することに伴う改正

・助成対象者に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を追加し、その者、身体障害者手帳3級または療育手帳B1のうち、いずれか2種を所持する者を助成対象者とすることに伴う改正

・ウ・エの追加に伴う繰下げ

・号の繰上げ

・号の繰上げ

・号の繰上げ

・号の繰上げ

(7) 略

(7)の2 略

(8) 助成対象者 市の区域内に居住する子ども、重度障がい者(児)（市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から市の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町に居住する重度障がい者(児)で、市長が医療費の助成を必要と認める者をいう。

(9) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、子どもまたは重度障がい者(児)を現に監護しているものをいう。

(10) 略

(住所地特例)

第2条の2 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度障がい者(児)（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、規則別表に定める障がいの程度が3級に該当するものうち、児童相談所または更生相談所において、知的障がいの程度が重度もしくは中度と判定されていないもの、または精神障害

(8) 略

(8)の2 略

(9) 助成対象者 市の区域内に居住する乳幼児、児童・生徒等、重度心身障がい者(児)（市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から市の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町に居住する重度心身障がい者(児)で、市長が医療費の助成を必要と認める者をいう。

(10) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、児童・生徒等または重度心身障がい者(児)を現に監護しているものをいう。

(11) 略

(住所地特例)

第2条の2 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障がい者(児)（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、規則別表に定める障がいの程度が3級に該当するものうち、児童相談所または更生相談所において、知的障がいの程度が重度または中度と判定されていないものを除く。以下この

- ・号の繰上げ
- ・号の繰上げ
- ・号の繰上げ
- ・文言整理

- ・号の繰上げ
- ・文言整理

- ・号の繰上げ

- ・文言整理

- ・県の福祉医療費助成制度の

者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級もしくは2級に該当していないものを除く。以下この条において同じ。)は、前条第8号に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度障がい者(児)が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

(助成の範囲)

### 第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者については、次によるものとする。

(1) 重度障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦に係る医療費については、重度障がい者(児)、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦(以下「重度障がい者(児)等」という。)、重度障がい者(児)等の配偶者および重度障がい者(児)等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度障がい者(児)等の生計を維持する者のうちに、地方税法(昭和25年法律第226号)による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額(以下「自己負担金」という。)を控除した額を福祉医療費として助成する。

(2) 略

条において同じ。)は、前条第9号に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障がい者(児)が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

(助成の範囲)

### 第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者については、次によるものとする。

(1) 重度心身障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦に係る医療費については、重度心身障がい者(児)、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦(以下「重度心身障がい者(児)等」という。)、重度心身障がい者(児)等の配偶者および重度心身障がい者(児)等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障がい者(児)等の生計を維持する者のうちに、地方税法(昭和25年法律第226号)による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額(以下「自己負担金」という。)を控除した額を福祉医療費として助成する。

(2) 略

拡充に伴い、精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級に該当するものを住所地特例による助成対象者とみなすものに加えることに伴う改正

- ・号の繰上げ
- ・文言整理

- ・文言整理



3 略

4 福祉医療費は、重度障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超えるときは、その者に対しては助成しない。重度障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の配偶者の前年の所得または重度障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の生計を維持する者の前年の所得が、規則で定める額を超えるときも、同様とする。

5 略

（受給券）

第4条 市長は、助成対象者または保護者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、この条例による福祉医療費の助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第4項の規定に該当する場合には、受給券を交付しない。なお、子どもに係る申請にあつては、市長は保護者の同意を得た上で、受給認定に要する事項について、職権により必要な調査をするものとする。

2 市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券または15歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券の交付を受けた子どもの保護者が、引き続き4月1日以降に第2条第1号イまたはウに規定する子どもに係

3 略

4 福祉医療費は、重度心身障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超えるときは、その者に対しては助成しない。重度心身障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の配偶者の前年の所得または重度心身障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度心身障がい者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の生計を維持する者の前年の所得が、規則で定める額を超えるときも、同様とする。

5 略

（受給券）

第4条 市長は、助成対象者または保護者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、この条例による福祉医療費の助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第4項の規定に該当する場合には、受給券を交付しない。なお、乳幼児および児童・生徒等に係る申請にあつては、市長は保護者の同意を得た上で、受給認定に要する事項について、職権により必要な調査をするものとする。

2 市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券の交付を受けた乳幼児の保護者が、引き続き4月1日以降に児童・生徒等の保護者として児童・生徒等に係る福祉医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者としての要

・ 文言整理

・ 文言整理

・ 15歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券の交付を受けた子どもについて、4月1日以

る福祉医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者としての要件を公簿等により確認した上で、保護者の受給券の交付申請を省略して交付することができる。

### 3 略

(自己負担金等の支払)

第7条 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第3条第2項第1号に規定する重度障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童およびひとり暮らし寡婦については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。

### 2 略

(助成の期間)

第8条 略

2 子どもにあつては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。

3 重度障がい者(児)についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日までとする。

### 4～6 略

別表(第3条関係)

重度障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦に係る自己負担金

件を公簿等により確認した上で、保護者の受給券の交付申請を省略して交付することができる。

### 3 略

(自己負担金等の支払)

第7条 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第3条第2項第1号に規定する重度心身障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童およびひとり暮らし寡婦については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。

### 2 略

(助成の期間)

第8条 略

2 乳幼児および児童・生徒等にあつては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。

3 重度心身障がい者(児)についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日までとする。

### 4～6 略

別表(第3条関係)

重度心身障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦に係る自己負担金

降も引き続き助成対象者としての要件を満たす場合、受給券の交付申請を省略して受給券を交付することができる規定の追加

・ 文言整理

・ 文言整理

・ 文言整理

・ 文言整理

表 略

表 略

米原市精神障がい者（児）医療費助成条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）第2条第2号ウまたはエ（ウ）に該当する福祉医療費の助成対象者で、同条例第3条第2項第1号の規定による助成を受けた後の自己負担金の額が、前項に規定する助成を受けた後の自己負担しなければならない額を超える場合は、その差額を助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 略</p>	<p>・精神障がい者の入院に係る医療費について、県の福祉医療費助成制度の拡充に伴い、市の福祉医療費助成制度の対象となることとなり、この制度による自己負担金の額が、現行（県制度の拡充前）の当該条例の規定による助成を受けた後の自己負担金の額を超える場合があるため、現行の自己負担金の額を上回らないよう助成を行う規定の追加</p>

米原市個人番号の利用に関する条例新旧対照表（改正理由）（第3条関係）

改正後			現 行			改正理由
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> </ul>
執行機関	事務		執行機関	事務		
市長	米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）による <u>子ども</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		市長	米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）による <u>乳幼児および児童・生徒等</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	米原市福祉医療費助成条例による <u>重度障がい者（児）</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			米原市福祉医療費助成条例による <u>重度心身障がい者（児）</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	略			略		
	重度の障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			重度の心身障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	略			略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）			
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報	
市長	米原市福祉医療費助成条例による <u>子ども</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	市長	米原市福祉医療費助成条例による <u>乳幼児および児童・生徒等</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	
	米原市福祉医療費助成条例による <u>重度障がい者（児）</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略		米原市福祉医療費助成条例による <u>重度心身障がい者（児）</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	
	略			略		

	<p>重度の障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	略		<p>重度の心身障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	略	<p>・ 文言整理</p>
略			略			